

事前協議・許可申請に添付する図書又は書面

(守口市建築基準法施行規則第5条・第5条の2)

【事前協議…… 正；1部、副；3部（コピーで可。通路が私有地の場合は2部）】

- ① 事前協議書（第1号様式、当課で交付）
- ② 委任状（代理申請の場合、指定書式はありません）
- ③ 申請地付近の状況のわかる写真…… 2面以上

【許可申請…… 2部】

- ① 許可申請書（省令第43号様式・第10条の4関係）
- ② 委任状（代理申請の場合、指定書式はありません）
- ③ 理由書…許可を必要とする理由を書き、建築主が記名押印すること。
- ④ 誓約書（後退整備した部分を敷地として取り込まない旨の誓約）
- ⑤ 事前協議書の写し
- ⑥ 事前協議の意見書の写し及び回答書
- ⑦ 後退整備済の写真（事前協議で後退整備時期を許可申請前とした場合）…… 2面以上
- ⑧ 協定締結の届出書（提案基準8に該当する場合、印鑑証明書）
- ⑨ 協定書（提案基準8に該当する場合、印鑑証明書）
- ⑩ 添付図書等

| 図書の種類 | 明示すべき事項等 | 備考 |
|----------|---|--|
| 付近見取図 | ア 方位、道路及び目標とする地物 イ 敷地の位置 ウ 隣地にある建築物の位置及び用途 | |
| 配置図 | ア 縮尺及び方位 イ 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別 ウ 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ エ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 オ 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅 カ 地盤面の異なる区域の境界線 キ 用途地域の境界線 ク 建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離 | 法56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る |
| 各階平面図 | ア 縮尺及び方位 イ 間取、各室の用途及び床面積 ウ 工場にあつては作業場、機械設置等の位置 エ 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法 | |
| 床面積求積図 | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | |
| 2面以上の立面図 | ア 縮尺 イ 開口部の位置 | |
| 2面以上の断面図 | ア 縮尺 イ 地盤面 ウ 各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ | |

| | | |
|----------|---|---|
| 2面以上の断面図 | エ 土地の高低 オ 用途地域の境界線 カ 平均地盤面 キ 地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ ク 隣地又はこれの接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面 | 法56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る |
| 地盤面算定表 | ア 建築物の周囲の地面と接する各位置の高さ イ 地盤面を算定するための算式 | |
| 敷地面積求積図 | 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 | |
| 建築面積求積図 | 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | |
| 日影図 | ア 縮尺及び方位 イ 敷地境界線 ウ 法第56条の2第1項に規定する対象区域の境界線 エ 法別表第4(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線 オ 高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線 カ 日影時間の異なる区域の境界線 キ 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 ク 敷地内における建築物の位置 ケ 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ コ 建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離 サ 法第56条の2第1項の水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線(以下「測定線」という。) シ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状 ス 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間 セ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線 ソ 土地の高低 | 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る |
| 日影形状算定表 | 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式 | |
| 平均地盤面算定表 | 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式 | |
| 現況図 | ア 縮尺及び方位 イ 敷地境界線 ウ 敷地内における建築物の位置及び用途 エ 敷地周囲の通路及び空地の配置 オ 隣地にある建築物の位置及び用途 カ 擁壁、門又は塀の位置及び高さ | |
| 地籍図の写し | 許可を受けようとする建築物の敷地の地籍図の写し(正本; 原本、副本; コピー可) | |
| 登記事項証明書 | 許可を受けようとする建築物の敷地の登記事項証明書(正本; 原本、副本; コピー可) | |
| 建築審査会資料 | 建築概要、位置図、用途地域図、通路現況写真、上記①～⑩に掲げる書面・図書のうち必要なものなどをA3版に製本し、建築審査会開催日2週間前までに20部程度が必要です。事前に担当とご相談ください。 | ・個別同意の場合 ・打合せ要 |